

日行連発第1225号
平成28年2月18日

各単位会長 殿

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫

大阪府の各窓口における申請書等への記名・押印の徹底について（お願い）

大阪府行政書士会より、別紙のとおり大阪府による「非行政書士による違法行為の排除徹底」として、府内の各申請窓口機関において、行政書士法施行規則第9条第2項に定める作成書類への記名・押印の周知依頼がありました。

今後は同機関に申請書等を提出する場合には、①作成した申請書等に記名・押印箇所がある場合には同箇所に記名・押印し、②同箇所が無い場合には申請書等の欄外等の余白部分に記名・押印することの徹底が求められます。

各単位会におかれましては、本件の趣旨をご理解のうえ、所属会員に対して周知徹底をお願いいたします。

以上、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

以上

<別紙>

・「作成した申請書等への記名・職印押印について」

（大阪府行政書士会 大行発第92号・平成28年2月3日）

大行発第 92 号
平成 28 年 2 月 3 日

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫 様

大阪府行政書士会
会長 高尾 明 仁



作成した申請書等への記名・職印押印について（お願い）

残寒の候、ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。
平素は、当会運営に格別のご指導ご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

このたび、大阪府総務部長から「非行政書士による違法行為の排除について（通知）」（市第 4009 号・平成 28 年 1 月 18 日）が各部局長宛に配信されました。

つきましては、大阪府の各部署の窓口において、申請（届出）時に、その書類作成に係る行政書士の記名押印についての確認が徹底されることとなります。

今後は、作成した申請書等に記名・押印箇所がある場合は指定箇所に、記名・押印箇所がない場合は、申請書等の枠外・欄外の適切な余白部分に、必ず記名のうえ職印を押印いただけるよう各単位会に周知をお願いいたします。

【添付資料】

- ・市第 4009 号／非行政書士による違法行為の排除について（通知）[別紙]
- ・作成した申請書等への記名・職印押印について [参考]

市第 4009 号
平成 28 年 1 月 18 日各 部 局 長 様
各 出 先 機 関 の 長 様
各 行 政 委 員 会 事 務 局 長 様

総 務 部 長

非行政書士による違法行為の排除について（通知）

標記については、平成 22 年 2 月定例府議会において採択された「府の機関における行政書士制度の理解及び行政書士法等の遵守徹底に関する請願」を受け、同年 4 月 21 日付け市第 1199 号にて、行政書士法に関する諸事項の遵守徹底について、貴職あて通知したところです。

関係所属におかれましては、申請窓口における啓発ポスターの掲示やプレートの設置等にご協力いただいているところですが、非行政書士による違法行為を放置することは、府民に損害を与えかねませんので、非行政書士による違法行為の排除を徹底するため、下記に掲げる事項をはじめ、平成 22 年の通知の趣旨を再度ご確認いただき、所属職員に対するご指導をよろしくお願いいたします。

記

- 許認可等の申請様式が取得できる本府ホームページ等において、「行政書士法では、行政書士又は行政書士法人でない者が、業として他人の依頼を受け報酬を得て官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを禁止している」旨を記載するなど、行政書士制度の周知（行政書士法第 1 条の 2 第 1 項、第 19 条第 1 項）
- 書類作成に係る代理人行政書士の申請書類への記名押印の確認についての徹底（行政書士法施行規則第 9 条第 2 項）

【参考】

行政書士法

第一条の二第一項

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

第十九条第一項

行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

行政書士法施行規則

第九条第二項

行政書士は、作成した書類に記名して職印を押さなければならない。

担当：市町村課行政グループ
平井（内線 2210）

作成した申請書等への記名・職印押印について

～ 行政書士法施行規則第9条第2項を遵守しましょう!! ～

大阪府行政書士会では、非行政書士排除及び行政書士法の遵守の観点から、大阪府に以下に記した要望を行った結果、平成28年1月18日付で大阪府総務部長より大阪府の各部局長等あてに別紙のとおりこれらを徹底するようにとの通知がなされました。

1. 許認可の申請様式がダウンロードできるホームページ等において、「行政書士でない者が他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することを業とすることは行政書士法違反となる」旨の記載
2. 申請書類の表紙などに書類作成に係る代理人行政書士の記名押印欄を設けるなどの対策
3. 当該通知の遵守徹底の確認

今後は、別紙通知を受けて大阪府の各部署の窓口において、申請（届出）時に、その書類作成に係る行政書士の記名押印についての確認が徹底されることとなります。

これにより本人以外で行政書士でない者が作成した書類を窓口に提出することを抑止し、非行政書士による書類作成、代行の横行を防ぐことに繋がります。

同時に、行政書士もその職務意識を高め、法令遵守を徹底しなければなりません。

作成した申請書等に記名・押印箇所がある場合は指定箇所に、記名・押印箇所がない場合は、申請書等の枠外・欄外の適切な余白部分に記名のうえ職印を押印してください。

会員の皆様におかれましては本通知の趣旨をご理解の上、行政書士法施行規則の遵守をお願いいたします。

<参考>

行政書士法 第19条第1項

行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない。

行政書士法施行規則 第9条第2項

行政書士は、作成した書類に記名して職印を押さなければならない。